

令和6年度 小平市立小平第一中学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針について

いじめは生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為である。いじめの防止は、学校、家庭、地域がそれぞれの責任と役割を果たしながら、総がかりで対峙していくなければならない問題である。

本基本方針は上記の認識に立つと共に、令和4年12月に改訂された「小平市いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、いじめの未然防止と早期発見・早期対応および解決に向けた諸対策の基となる基本的な方針として策定するものである。なお、本方針は小平市の基本方針の改訂に合わせ、必要に応じて改訂を行うものとする。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条により、以下のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校 に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理 的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本基本方針は、この定義に則り、該当の事案、行為に対する対応・対策に係る基本的な方針をまとめたものである。

3 いじめについての基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。そのうえで、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、発生防止に取り組み、いじめを生まない土壤づくりを行うと共に、いじめを把握した場合にはすみやかに解決することが必要である。早期発見、早期対応を基本とし、いじめを認識しながら放置することのないよう、家庭、地域、関係機関と連携し対処すること、いじめが発生した場合には直ちにやめさせると共に、いじめを行った生徒の背景の理解と解消に努め、再発や連鎖を防止することを本方針における基本的な考え方とする。

そのための具体的な方針を以下に掲げる。

- (1) 「いじめは許されない行為である」という認識をすべての生徒がもてるよう、道徳科の授業をはじめとし、学校生活のあらゆる場面で指導する。また、教職員・保護者・地域も同様の理解でいじめ問題に対応するようとする。
- (2) 直接的ないじめ行為だけでなく、加担したり傍観したりすることも重大ないじめ行為であることの認識を徹底する。
- (3) いじめが発生しないような集団作りに努め、一人一人の生徒の自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりできるような指導を行う。
- (4) いじめが発生した場合には、いじめられている生徒が安心して学校生活が送れるよう、組織としての迅速・丁寧に全力を尽くす。
- (5) いじめを行う生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を継続的に行う。
- (6) 日頃から保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努め、総がかりでいじめ防止に取り組む体制構築を進める。

4 具体的な取組

(1) 各領域における人権教育等の推進

- ① 「自分も大切、他の人も同じように大切」という人権教育の基本的な考え方方が身に付けられるよう、3年間を通じた計画的な人権教育の充実を図る。
- ② 生徒会活動や学級活動を充実させ、よりよい生活や人間関係づくりに主体的に取り組む生徒を育成する。
- ③ 教員をはじめ生徒にかかわるすべての大人が、生徒の心に寄り添う指導や声かけを日常的に行う。
- ④ 道徳科の時間を要として、いじめは絶対に許されないことを自覚させるとともに、「いじめ防止に関する授業」を年3回以上実施する。
- ⑤ 各教科の授業や体験活動、コミュニケーション講座の実施により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑥ 生徒会活動等、生徒自身がいじめ問題について考えたり話し合ったりするなどの主体的な参画によるいじめ問題への取組を行う。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する対応

- ① 「学校いじめ対策委員会」(いじめの早期発見・解決・未然防止策を講ずるための組織)を設置して、日常的、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。校長・副校長・生活指導主任・生活指導担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーで構成し、必要に応じて学年主任および関係する教員も参加する。
- ② いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進級に当たって、適切に引き継ぐ。また、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、関係諸機関や学校運営連絡協議会と連携して学校サポートチームを編成する。

小平市立小平第一中学校

- ③学校評価にいじめ問題への取組状況に係る評価項目を設け、P D C A サイクルに基づく組織的な取組を進める。
- ④警察との情報共有や相談ができる連携体制を構築する。
- ⑤いじめ重大事態についての定義及び対応について、研修を通じ繰り返し確認をしながら、教職員間の共通理解を図る。

（3）いじめ未然防止や早期発見のための対応

- ① 日頃から小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努め、小さなことでも教職員間で報告合うようにする。また、周囲の生徒がとるべき行動についても適切に指導し、いじめの兆候や発見があった場合に、それぞれの生徒らしい適切な行動がとれるようとする。
- ② 「ふれあい月間」を通じて、「いじめ発見のチェックシート」を年3回、「いじめに関する生徒アンケート」を月1回実施し、それらを活用していじめの発見に努める。
- ③ 教育相談週間を設け、担任と生徒の二者面談を適宜実施する。
- ④ 教育相談のほか、きめ細かな電話連絡等を通して、保護者と情報共有を密に行う。
- ⑤ スクールカウンセラーによる中学校第1学年生徒の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑥ いじめが犯罪行為に相当すると判断した場合は学校から警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に周知をする。
- ⑦ いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年3回実施する。

（4）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ① 生徒への情報モラルの指導を徹底とともに、家庭への啓発や協力の依頼を行う。
- ② 問題のあるネット上の書き込みに対しては、情報提供後に迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ③外部の専門家を講師に招き、ネットに関わるいじめの危険性や未然防止に向けた学習に取り組む機会を設ける。

5 いじめが発生した場合の対応

いじめについてはまず未然防止に注力していくが、万が一問題を把握した場合にはその解決に向け、最優先で当たるようにする。

- （1）発見・通報を受けた教職員は、内容について直ちに教職員間で共有すると共に、事実確認等の初期対応を、組織的に、速やかに徹底して行う。
- （2）被害生徒の保護者に対し、速やかに事実関係を伝え、生徒を守り通すことを伝え不安の除去を図る。また今後の対応について保護者との合意形成を図る。加害生徒の保護者には迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。

- (3) いじめの事実確認後の結果は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有するとともに、いじめ事案について校長が責任をもって小平市教育委員会に報告する。
- (4) いじめが解消されたかどうかについての判断は、「学校いじめ対策委員会」が総合的に検討したうえで、校長が最終的な判断をする。また、解消と判断した事案についても注意深く観察を継続するなどの指導・支援を行う。
- (5) いじめを受けた生徒や情報提供をした生徒の心身の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、心理的なストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と共に、被害生徒・その保護者に対する支援を行う。
- (6) いじめを行った生徒に直ちにいじめをやめさせると共に、家庭との連携のもと、毅然とした態度で行為の善悪を理解させ反省・謝罪をさせる。また、いじめに至った背景や経緯を明らかにし、当該生徒及び所属する集団へのきめ細かい指導を行う。また、再発防止に向けて、家庭及び関係機関と連携しながら、指導や支援を行う。
- (7) 生徒の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがあるいじめ事案や、被害生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、速やかに警察に相談・通報をし、と連携のもと適切な援助を求める。
- (8) 「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省)に則り、いじめと判断した行為がやんでからも3ヶ月間は継続的に観察をし、いじめの加害者・被害者及び発生した集団(学年・クラス・部活動など)への適切な指導を継続する。

6 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」に基づく重大事態「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき」が発生して場合には、「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」(文部科学省)、「小平市いじめ防止基本方針」等に基づき、教育委員会の指示のもと調査及び諸対策に当たる。